

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年3月25日 17時30分ごろ
発生場所	鹿児島県龍郷町秋名漁港北方沖 今井埼灯台から真方位341° 10海里付近 （概位 北緯28° 38.0′ 東経129° 33.5′）
インシデントの概要	漁船第3嘉納丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月31日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第3嘉納丸、1.9トン KG3-35928（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力54.40kW、回転数毎分3,050、3気筒、ボア91.5mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 3.5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、主機が停止して運航不能となり、シーアンカーを投入して漂泊した。</p> <p>本船は、船長が所属する漁業協同組合の職員が、翌26日海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視船により発見され、えい航された。</p> <p>船長は、携帯電話を陸上に忘れて、救助を求めることができなかった。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機の燃料油系統を点検したところ、燃料油タンクの底にスラッジが堆積しており、燃料油系統がスラッジで閉塞され、主機への燃料油供給が途絶していたことを認めた。</p> <p>本船は、約1年間運航をしておらず、燃料油タンクの燃料油が古かったので、船長が本インシデント当日に古い燃料油を全て抜き出した後に新しい燃料油を入れ、港内で主機の試運転を行った後、出港した。</p>
分析	本船は、約1年間使用されておらず、船長が古い燃料油を抜き出して新しい燃料油を入れて航行中、燃料油タンクの底に堆積していたスラッジにより燃料油系統が閉塞したことから、主機への燃料油の供給ができなくなって主機が停止し、運航不能となったものと考えられ

	る。
原因	<p>本インシデントは、本船が、約1年間使用されておらず、船長が古い燃料油を抜き出して新しい燃料油を入れて航行中、燃料油タンクの底に堆積していたスラッジにより燃料油系統が閉塞したため、主機への燃料油の供給ができなくなって主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間運航を行っていなかった場合、燃料油を入れ替えるだけでなく、燃料油タンク内のスラッジ等の有無を点検し、同タンク内の清掃を行ってから出港すること。 ・ 定期的に燃料油タンク内のスラッジ等の有無を点検し、スラッジの堆積を認めた場合、同タンク内の清掃を行うこと。 ・ 緊急時の連絡手段を確保するため、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付けておくこと。